

3 減免について

火災や風水害などの天災にあった人や生活保護を受けている人、会社都合で失業した人など、市・府民税・森林環境税(国税)を納めることが困難であると認められる人は、条例等の定めるところにより減免の対象となる場合があります。減免の対象とならず、やむを得ない事情により納期限内に納付できないときは、債権管理課(電話06-6858-2161直通)までご相談ください。

【注意】

- 自己都合による退職、その他条例の規定にあてはまらない場合は、減免できません。
- 納期限を過ぎた税額および納付済みの税額については、減免できません。
- 減免の申請は、毎年度行う必要があります。

4 還付の手続きについて

- 税額変更等により還付となる場合、納税通知書を送付後、別途還付に関する書類をお送りいたしますので、手続きをお願いします。
- 手続きいただいた後、ご指定の口座に振込するまでに3~4週間程度お時間をいただいております。
- また、法律の定めにより、納期限到来済みの未納の税額に充当する場合があります。ご了承ください。
- 還付に関する書類について、詳しくは**債権管理課(電話06-6858-2159直通)**までお問い合わせください。

5 納期限後の取り扱いについて

- 6月初めに納税通知書が送られた人
 - 「配当割・株式等譲渡所得割の控除額」による還付の書類については、6月中旬頃に送付を予定しています。
 - 「年金から4月と6月に引き落とされた税額」の還付の書類については、7月末頃に送付を予定しています。

6 市・府民税・森林環境税(国税)が課税される人

納税義務者(令和8年1月1日現在の住所)	納める税額の種類
豊中市内に居住する人	均等割・所得割・森林環境税(国税)
豊中市内に事務所、事業所、家屋敷を有する人 ^{※1}	均等割(年間4,300円)

※1 豊中市内に住民票を置いていない場合でも、**環境・消防等の様々な行政サービスを受けられていること**の応答性の観点から、均等割が課税されます。

均等割・所得割・森林環境税(国税)がかからない所得限度額

扶養人数	均等割・森林環境税(国税)	所得割
0人	450,000円	450,000円
1人	1,010,000円	1,120,000円
2人	1,360,000円	1,470,000円
3人	1,710,000円	1,820,000円

均等割・森林環境税(国税)の非課税措置の計算方法: 合計所得金額 ≤ 35万円 × (控割・扶養親族の人数 + 1) + 21万円 + 10万円
 所得割の非課税措置の計算方法: 総所得金額等 ≤ 35万円 × (控割・扶養親族の人数 + 1) + 32万円 + 10万円

収入と所得の違いについては、P.6をご覧ください。
 次のいずれかに該当する人は均等割・所得割・森林環境税(国税)がかかりません。
 ①前年の合計所得金額が、左の表以下である人(4名以上の計算方法は左の参照)
 ②令和8年1月1日時点で、下記いずれかに該当する人
 ●障害者、未成年者^{※4}、寡婦、ひとり親に該当する人で、前年の合計所得金額が135万円以下の人
 ●生活保護法の規定による生活扶助を受けている人
 ※2 婚姻経験のない18歳未満の方を指します。

●パートやアルバイトも給与収入のため、課税対象となります。
 ●健康保険の扶養については、この基準とは異なります。
 ※1 この事例の所得控除は、基礎控除のみで設定しています。
 ※2 被扶養者が配偶者の場合、123万円を超えても配偶者特別控除が適用されることがあります。
 ※3 被扶養者が満19歳から満22歳の特定扶養親族の場合、123万円を超えても特定親族特別控除が適用されることがあります。

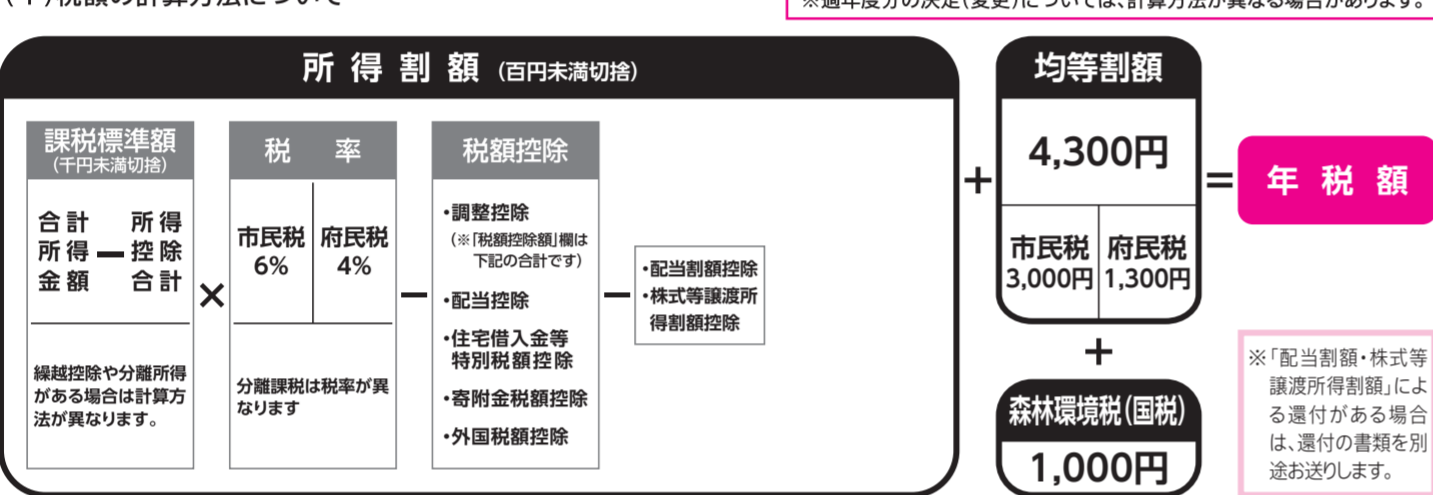
●「課税・非課税、税法上の扶養のめやす(給与収入の場合)」

給与の年収	市・府民税 ^{※1}	所得税 ^{※1}	税法上の被扶養者
110万円以下	かからない	かからない	なれる
110万円超123万円以下	かかる	かからない	なれる
123万円超	かかる	かかる	なれない ^{※2,3}

※1 令和8年1月1日現在の所得
 ※2 配偶者、未成年者、寡婦、ひとり親に該当する人で、前年の合計所得金額が135万円以下の人
 ※3 被扶養者が満19歳から満22歳の特定扶養親族の場合、123万円を超えても特定親族特別控除が適用されることがあります。

7 税額計算の根拠

(1) 税額の計算方法について ※**選年度ごとの決定(変更)については、計算方法が異なる場合があります。**



※「配当割額・株式等譲渡所得割額」による還付がある場合は、還付の書類を別途お送りします。

★特定親族特別控除について

特定親族特別控除	給与収入	合計所得金額	控除額
該当年齢親族の所得等	123万円超~150万円以下	58万円超~85万円以下	4.5万円
	150万円超~155万円以下	85万円超~90万円以下	4.5万円
	155万円超~160万円以下	90万円超~95万円以下	4.5万円
	160万円超~165万円以下	95万円超~100万円以下	4.1万円
	165万円超~170万円以下	100万円超~105万円以下	3.1万円
	170万円超~175万円以下	105万円超~110万円以下	2.1万円
	175万円超~180万円以下	110万円超~115万円以下	1.1万円
	180万円超~185万円以下	115万円超~120万円以下	6万円
	185万円超~188万円以下	120万円超~123万円以下	3万円
	188万円超	123万円超	適用不可

(4) 税率と均等割について

①所得割(総合課税)の税率	②均等割および森林環境税(国税)の税額 [※]
課税標準額 一律	合計所得が一定以上 一律
市民税 6%	市民税 3,000円
府民税 4%	府民税 1,300円
	森林環境税(国税) 1,000円

※日本大量災をふまえた市・府民税均等割額の500円ずつの引き上げは令和5年度で終了しました。
 ※大阪府では、令和6年度~令和8年度まで自然災害対策等の財源(森林環境税)を確保するため、府民税均等割額に300円加算します。
 ※令和6年度より市・府民税均等割額に森林環境税(国税)の1,000円が同時に加算される場合があります。
 ※森林環境税(国税)については、豊中市ホームページの「森林環境税および森林環境税均等割について」をご確認ください。 [森林環境税および森林環境税均等割] [検索]

③所得割(分離課税)の税率(下記の所得については調整控除が適用されません)

区分	市民税	府民税	課税長期譲渡所得(短期以外)
一般の譲渡	5.4%	3.6%	2.4%
居住用財産の譲渡	3.0%	2.0%	2.4%
優良住宅地の譲渡	2.0%	1.6%	1.6%

(5) 税額控除について

- 調整控除**
市・府民税と所得税の人的控除額の差による負担増を調整するため、市・府民税所得割額から次の額が控除されます。
 ☆市・府民税の合計課税所得金額(※)が200万円以下の人の人的控除額の差の合計額 } いずれか小さい額 × 5% (市民税3%・府民税2%)
 合計課税所得金額
 ☆市・府民税の合計課税所得金額(※)が200万円超の人(人的控除額の差の合計額 - (合計課税所得金額 - 200万円)) × 5% (市民税3%・府民税2%)
 ただし、この額が2,500円未満の時は2,500円とします。
 ※合計課税所得金額は通常課税所得金額のことをさしますが、課税退職所得金額と課税山林所得金額のある人は、これらを加えた額となります。
- 配当控除**
ただし、上場株式等の配当所得で申告分離課税を選択した場合は、配当控除の適用はありません。

課税される所得金額	市民税	府民税
利益の配当等	1.6%	1.2%
外債建等証券投資信託以外	0.8%	0.6%
外債建等証券投資信託	0.4%	0.3%
- 住宅借入金等特別税額控除**(以下「住宅ローン控除」といいます。平成27年以降の入居者が対象)
所得税が課税される人で、所得税の住宅ローン控除の適用を受け、住宅借入金等特別控除可能額が所得税から控除しきれない場合は、その額を市・府民税所得割額から控除します(市・府民税の割合は市民税控除額3/5、府民税控除額2/5)。
また、市・府民税の住宅ローン控除の上限額は97,500円です。ただし、居住開始年月日が平成26年4月1日以降で、一定の要件を満たす場合の上限額は136,500円となります。詳しくは要件等については、豊中市ホームページの「税額控除の種類と計算」からご確認ください。 [豊中市 税額控除の種類と計算] [検索]
- 寄附金税額控除**
対象寄附金: 都道府県、市区町村、日本赤十字社大阪府支部、大阪府共同募金のうち該当する寄附金、大阪府、豊中市が条例で指定した寄附金
次の(a)基本控除が税額控除額となります。ただし、都道府県、市区町村に対する寄附金、東日本大震災に伴う義援金のうち該当するもの(ふるさと納税)がある場合は、(a)基本控除と(b)特例控除の合計額が税額控除額となります。
また、ふるさと納税ワンストップ特例の適用を受けている場合は、(a)基本控除と(c)申告特例控除の合計額が税額控除額となります。

基本控除	特例控除	申告特例控除
(a)基本控除	(b)特例控除	(c)申告特例控除
①(寄附金の支出額) × 30%	①②のうちいずれか少ない額 - 2,000円	(寄附金 - 2,000円) × (90% - 所得税限界税率 × 1.021) ^{※2}
(寄附金 - 2,000円) × (90% - 所得税限界税率 × 1.021) ^{※2}	(寄附金 - 2,000円) × (90% - 所得税限界税率 × 1.021) ^{※2}	(寄附金 - 2,000円) × (90% - 所得税限界税率 × 1.021) ^{※2}

 ※1 豊中市が条例指定した寄附金については6%、大阪府が条例指定した寄附金については府4%となります。
 ※2 特例控除額および申告特例控除については、市民税3%・府民税2/5の割合で控除します。

(6) 配当割額控除・株式等譲渡所得割額控除について

配当割額、株式等譲渡所得割額を特別徴収されている旨の申告がある場合には、その配当割額等を税額控除後の市・府民税から控除します(市・府民税の割合は市民税控除額3/5、府民税控除額2/5)。

(7) 所得金額調整控除について

給与所得者の総所得金額を計算する際に、下記①、②のいずれかに当てはまる方は、下表で算出された金額を給与所得の金額から控除します。

対象者	控除金額の算出式
その年の給与等の収入金額が850万円を超える給与所得者で、次のIからIIIのいずれかに該当する方 I) 本人が特別障害者に該当する方 II) 年齢23歳未満の扶養親族を有する方 III) 特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する方	(給与等の収入金額(1,000万円超の場合は1,000万円) - 850万円) × 10%
その年の給与所得の金額が公的年金等に係る雑所得の金額がある給与所得者で、その合計額が10万円を超える方	(給与所得(10万円超の場合は10万円) + 公的年金等に係る雑所得(10万円超の場合は10万円)) - 10万円

※①、②の両方にあてはまる場合は、①の控除後、②を控除します。

8 減免について

火災や風水害などの天災にあった人や生活保護を受けている人、会社都合で失業した人など、市・府民税・森林環境税(国税)を納めることが困難であると認められる人は、条例等の定めるところにより減免の対象となる場合があります。減免の対象とならず、やむを得ない事情により納期限内に納付できないときは、債権管理課(電話06-6858-2161直通)までご相談ください。

4 還付の手続きについて

- 税額変更等により還付となる場合、納税通知書を送付後、別途還付に関する書類をお送りいたしますので、手続きをお願いします。
- 手続きいただいた後、ご指定の口座に振込するまでに3~4週間程度お時間をいただいております。
- また、法律の定めにより、納期限到来済みの未納の税額に充当する場合があります。ご了承ください。
- 還付に関する書類について、詳しくは**債権管理課(電話06-6858-2159直通)**までお問い合わせください。

5 納期限後の取り扱いについて

- 6月初めに納税通知書が送られた人
 - 「配当割・株式等譲渡所得割の控除額」による還付の書類については、6月中旬頃に送付を予定しています。
 - 「年金から4月と6月に引き落とされた税額」の還付の書類については、7月末頃に送付を予定しています。

収入と所得の違いについては、P.6をご覧ください。

(2) 所得について

所得金額は、収入金額から次の表のとおり必要経費等を差し引き算出します。
 なお、市・府民税は前年中(1月~12月)の所得を基に計算します。したがって、退職された場合でも前年中の所得によって市・府民税が課税されます。

所得の種類	所得金額の計算方法
①給与所得	収入金額 - 給与所得控除額 = 給与所得の金額 ^{※1}
②営業等所得	収入金額 - 必要経費 = 事業所得の金額
③農業所得	収入金額 - 必要経費 = 不動産所得の金額
④不動産所得	収入金額 - 必要経費 = 不動産所得の金額
⑤雑所得	収入金額 - 必要経費 = 雑所得の金額
⑥利子所得	収入金額 - 必要経費 = 雑所得の金額
⑦配当所得	収入金額 - 必要経費 = 雑所得の金額
⑧総合課税所得	収入金額 - 必要経費 = 雑所得の金額
⑨一時所得	収入金額 - 必要経費 = 雑所得の金額
⑩分離短期・長期譲渡所得	収入金額 - 必要経費 = 雑所得の金額
⑪上場株式等の配当所得等	収入金額 - 必要経費 = 雑所得の金額
⑫先物取引所得	収入金額 - 必要経費 = 雑所得の金額
⑬山林所得	収入金額 - 必要経費 = 雑所得の金額

※1 給与所得計算表

給与収入	給与所得
0円~	0円
651,000円~	650,999円
1,900,001円~	1,900,000円
3,600,000円~	3,599,999円
6,600,000円~	6,599,999円
8,500,000円~	8,499,999円

※2 公的年金等所得計算表(公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円以下の場合)

受給者の生年月日	公的年金等の収入金額	公的年金等に対する雑所得金額
65歳未満	130万円未満	収入 × 600,000円
	130万円~410万円未満	収入 × 75% - 275,000円
	410万円~770万円未満	収入 × 85% - 685,000円
	770万円~1,000万円未満	収入 × 95% - 1,455,000円
65歳以上	1,000万円以上	収入 - 1,955,000円
	330万円未満	収入 - 1,100,000円
	330万円~410万円未満	収入 × 75% - 275,000円
	410万円~770万円未満	収入 × 85% - 685,000円

公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円超の場合は、上記の方法が異なります。

(3) 所得控除について (控除の種類により控除額が所得税と異なります)

控除の種類	控除額	控除の種類	控除額
基礎控除	4.3万円 ※合計所得金額が2,400万円以下の場合	旧契約	一般・個人年金それぞれ計算 年間の支払保険料等 控除額 15,000円以下 支払額全額 15,000円超40,000円以下 支払額 × 1/2 + 7,500円 40,000円超70,000円以下 支払額 × 1/4 + 17,500円 70,000円超 35,000円
障害者控除	26万円 特別障害者は30万円 同居特別障害者は53万円	新契約	一般・個人年金・介護医療それぞれ計算 年間の支払保険料等 控除額 12,000円以下 支払額全額 12,000円超32,000円以下 支払額 × 1/2 + 6,000円 32,000円超70,000円以下 支払額 × 1/4 + 14,000円 70,000円超 28,000円
寡婦控除	26万円	新・旧両契約を適用する場合(一般・個人年金の各限度額)	旧契約の支払額が42,000円以下の場合 新・旧の各控除の合計額(上限28,000円) 旧契約の支払額が42,000円以上の場合 旧契約のみの控除額(上限35,000円)
ひとり親控除	30万円	●支払った地震保険料 × 1/2 (限度額25,000円) ●長期損害保険料の支払金額が ①5,000円以下の場合 支払額全額 ②5,000円超15,000円以下の場合 支払額 × 1/2 + 2,500円 ③15,000円を超える場合 10,000円	
勤労学生控除	26万円	地震保険料控除	地震保険料と旧長期損害保険料の両方がある場合、上記算出方法で算出した両控除額の合計額(限度額25,000円)
配偶者控除 [※]	P.6「配偶者控除・配偶者特別控除について」をご覧ください。	雑損控除	下記①②のうちいずれか多い金額 ①差引損失額(総所得金額等の合計額) × 10% ②差引損失額のうち災害関連支出の金額 - 5万円
配偶者特別控除 [※]	P.6「配偶者控除・配偶者特別控除について」をご覧ください。		
扶養控除 [※]	一般①16~18歳、23~69歳 33万円 特定②19~22歳 45万円 老人③70歳以上 同居老親等 45万円 上記以外 38万円		
特定親族特別控除	P.7「★特定親族特別控除について」をご覧ください。		
医療費控除	差引負担額(総所得金額等の合計額) × 5% 又は 10万円のいずれか少ない金額 限度額200万円		
セルフメディケーション税制による医療費控除	差引負担額 - 12,000円 限度額88,000円		
社会保険料控除	支払額全額		
小規模企業共済等掛金控除	支払額全額		

※印は合計所得58万円以下の配偶者・扶養親族がいる場合に適用されます。 ◇印は令和7年12月31日現在の年齢です。

★配偶者控除・配偶者特別控除について

配偶者控除	配偶者の合計所得金額	本人の合計所得金額			
		900万円以下	900万円超~950万円以下	950万円超~1,000万円以下	1,000万円超
配偶者の所得等	一般配偶者	58万円以下	33万円	22万円	11万円
	老人配偶者◇70歳以上	58万円以下	38万円	26万円	13万円
	123万円超~160万円以下	58万円超~95万円以下	22万円	11万円	適用不可 [※]
	160万円超~165万円以下	95万円超~100万円以下	22万円	11万円	適用不可
	165万円超~170万円以下	100万円超~105万円以下	22万円	11万円	適用不可
	170万円超~175万円以下	105万円超~110万円以下	21万円	7万円	適用不可
	175万円超~180万円以下	110万円超~115万円以下	16万円	11万円	適用不可
	180万円超~185万円以下	115万円超~120万円以下	11万円	6万円	適用不可
	185万円超~190万円以下	120万円超~125万円以下	8万円	4万円	適用不可
	190万円超~197.2万円未満	125万円超~130万円以下	6万円	2万円	適用不可
	197.2万円以上~201.6万円未満	130万円超~133万円以下	3万円	2万円	適用不可
	201.6万円以上	133万円超	適用不可	1万円	適用不可

※印は配偶者控除の適用はありませんが、「同一生計配偶者」として扶養の人数に含まれます。

8 公的年金等からの引き落とし(以下、年金特別徴収)について

対象となる人

- 地方税法第321条の7の2の規定により、次の①~③の条件全てに当てはまる人
①令和8年4月1日現在65歳以上で、高齢基礎年金等を受給している人
②高齢基礎年金等が年間18万円以下で、所得税・介護保険料・国民健康保険料(又は後期高齢者医療保険料)を引いた額が市・府民税・森林環境税(国税)より大きい人
③介護保険料の特別徴収対象者である人

対象となる税額

年金所得に対する市・府民税・森林環境税(国税)のみが引き落としの対象になります。(遺族年金・障害年金は除く)
 介護保険料が引き落としされている公的年金等からの引き落としになります。

引き落とし方法 ●例の年税額が、すべて年金にかかる税額とした場合です。

①今年度から特別徴収が始まる人

例 今年度の年税額: 120,000円 の場合

納付方法	普通徴収	年金特別徴収(本徴収)
納付時期	第1期	第2期
年税額120,000円	30,000円	30,000円
計算方法	「年税額の半分」を2回に分ける	

②前年度から継続される人

例 前年度の年税額: 120,000円
今年度の年税額: 150,000円 の場合

納付方法	年金特別徴収(仮徴収)	年金特別徴収(本徴収)
納付時期	4月	6月
年税額150,000円	20,000円	20,000円
計算方法	「前年度の年税額の半分」を3回に分ける	

※前年度よりも今年度の特別徴収税額が上がった(下がった)場合、10月からの本徴収税額を増(減)して調整します。

③仮徴収と年税額の差額が普通徴収になる人

例 前年度の年税額: 90,000円
今年度の年税額: 40,000円 の場合

納付方法	年金特別徴収(仮徴収)	年金特別徴収(本徴収)
納付時期	4月	6月
仮徴収される税額	15,000円	15,000円
計算方法	「前年度の年税額の半分」を3回に分ける	

8月分からは引かれませんが、8月分以降の年税額が40,000円を超えてしまったため、8月分以降を中止し、差額の10,000円は他の所得に対する税額と合わせて普通徴収で納付いただきます。

④仮徴収と年税額の差額が